

第12条 海上コンテナの内航船積替えの確認基準（平成2年11月14日付け2農蚕第2280号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>1 定義</p> <p>(1) この基準において、「積替え」とは、輸入される密閉形コンテナ（海上コンテナ詰輸入<u>植物等</u>検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。）第1第2項の密閉形コンテナをいう。以下同じ。）について、仕向先港以外の港において、一時的に卸下した場所又はその周辺の埠頭から、開扉することなく速やかに内航船（内航支線サービス船、カーフェリー船等をいう。以下同じ。）に積み替えることをいう。</p> <p><u>(2) この基準において「植物等」とは、海上コンテナ要領第1の3に定めるものをいう。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>3 積替申請の確認</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 積替えを行う港が植物防疫法施行規則第6条第1号に掲げる港（以下「指定港」という。）であること。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) 植物防疫官は、前項の規定による確認のほか、当該書類に記載された<u>植物等</u>及び仕出地等から判断して必要があると認めるときは、当該コンテナの密閉状態等についても確認を行う。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>1 定義</p> <p>(1) この基準において、「積替え」とは、輸入される密閉形コンテナ（海上コンテナ詰輸入<u>植物</u>検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。）第1第2項の密閉形コンテナをいう。以下同じ。）について、仕向先港以外の港において、一時的に卸下した場所又はその周辺の埠頭から、開扉することなく速やかに内航船（内航支線サービス船、カーフェリー船等をいう。以下同じ。）に積み替えることをいう。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>3 積替申請の確認</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 積替えを行う港が植物防疫法施行規則第6条<u>第1項</u>第1号に掲げる港（以下「指定港」という。）であること。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) 植物防疫官は、前項の規定による確認のほか、当該書類に記載された<u>植物</u>及び仕出地等から判断して必要があると認めるときは、当該コンテナの密閉状態等についても確認を行う。</p> <p>(3) (略)</p>